

長野県地方税滞納整理機構証人等の実費弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第207条その他法令の規定により出頭した選挙人、関係人その他の証人等の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の額)

第2条 実費弁償の額は、次のとおりとする。

鉄道賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
旅客運賃、急行料金、特別 車両料金及び座席指定料金	37円	1,700円	7,800円

(支給方法)

第3条 前条に規定する実費弁償額の支給方法については、特別職の職員の費用弁償の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。